

共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、「共立女子大学・共立女子短期大学研究活動行動規範」に基づき、共立女子大学及び共立女子短期大学（以下「本学」という）における研究活動の公平性、倫理性、信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な使命・責任を果たすために、本学、研究者及び研究支援者が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の公表・評価にいたる全ての過程における行為及び決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。
- (2) 「研究者」とは、本学において研究活動に従事する全ての者をいう。学生であっても研究活動に携わる場合は、研究者に準ずるものとして、この規程の対象とする。
- (3) 「研究支援者」とは、前項に定める研究者が行う研究活動の支援、研究費の執行・管理等に携わる者をいう。
- (4) 「部局」とは、大学院においては各研究科、大学においては各学部、短期大学においては各科、全学教育推進機構、研究推進センター、総合文化研究所、国際交流センター、社会連携センター、こころとからだのサポートセンター、キャリアセンター及び事務局をいう。

(責任と権限)

第3条 本学における全ての研究及び研究に係る業務に関し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐する者として統括管理責任者を置き、副学長及び事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、本学における全ての研究及び研究に係る業務に関して本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

3 各部局に部局責任者を置き、部局における研究及び研究に係る業務に関する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局の長（事務局においては部長）をもって充てる。

(研究者及び研究支援者の基本的責務)

第4条 研究者及び研究支援者は、学術研究が社会からの信頼と支援を基盤としていることを自覚し、高い倫理的規範の下に良心と信念に従って誠実に行動しなければならない。

2 研究者及び研究支援者は、個人の尊厳と基本的人権を尊重し、いかなる差別も行わず、公平に行動しなければならない。

3 研究者及び研究支援者は、国際的、国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び学内諸規程を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第5条 研究者は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 研究者は、研究者としての能力の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。
- (2) 研究者は、研究が一般社会や人々に与える影響を自覚し、研究計画立案にあたっては、その影響に配慮しなければならない。
- (3) 研究者は、研究者間における互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、学生がともに研究活動に関わる場合は、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。
- (4) 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第6条 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならず、またそれに加担してはならない。

2 研究者は、研究及び調査データの適切な取扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

3 研究活動上の不正行為に関する事項は、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学における研究活動上の不正行為に関する規程」によるものとする。

(研究費の取扱い)

第7条 研究者は、交付された研究費を当該研究以外に使用してはならない。

2 研究者及び研究支援者は、関係法令、研究費の配分機関の定め及び学内諸規程を遵守し、研究費の適正な執行・管理に努めなければならない。

3 教員研究費の取扱いに関する事項は、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学教員研究費取扱規程」によるものとする。

4 公的研究費の管理・運営に関する事項は、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」によるものとする。

(情報、データ等の収集)

第8条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第9条 研究者が、行動、環境、心身等に関する個人の情報又はデータ等の提供を受けて研究を実施する場合は、提供者に対して研究目的、研究方法、生じる負担・不利益、成果の発表方法等について説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 研究者は、研究の過程で収集した個人情報の保護に努めなければならない。

2 研究支援者は、研究支援業務の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

3 個人情報の保護に関しては、関係法令、共立女子学園個人情報保護方針及び共立女子学園個人情報保護規程に準ずるものとする。

(情報、データ等の利用及び管理)

第11条 研究者は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等について、その滅失、遺漏、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等を適切な期間保管しなければならない。

3 前項に規定する保管期間及び管理の方法等に関する事項は、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学における研究データの保存等に関するガイドライン」によるものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第12条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いる場合は、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、関係取扱規程、要領等の定めるところにより、最終処理を行わなければならない。

(研究成果の公表)

第13条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の公表にあたり、研究についての正確な情報の提示、成果の公平・公正な解釈、適切な引用に努めなければならない。

(オーサーシップ)

第14条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(利益相反)

第15条 研究者は、産学官連携による研究活動を行う場合は、利益相反の発生を排除又はそれを明示しなければならない。

(審査の公正性)

第16条 研究者は、研究論文等の査読やその他研究業績の審査に関わる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、公正に評価を行わなければならない。

(大学の責務)

第17条 本学は、研究者及び研究支援者の研究倫理の意識高揚の啓発に努め、定期的に研究倫理教育を実施する。

2 本学は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。

3 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

4 本学は、研究活動及び研究費の執行にあたり、不正行為を防止するための必要な措置を講じる。

5 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

(研究倫理教育責任者)

第18条 本学に、前条第1項及び第2項に定める研究倫理教育を行うための研究倫理教育責任者を置き、下記の部局長をもって充てる。

(1) 各研究科長、学部長、科長

(2) 全学教育推進機構長

(3) 総合文化研究所長

(4) 研究推進センター長

(5) 国際交流センター長

(6) 社会連携センター長

(7) こころとからだのサポートセンター長

(8) キャリアセンター長

(9) 事務局部長

第19条 (削除)

第20条 本学は、本学における人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究について、科学的合理性及び倫理的妥当性についての審査を行うため、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

2 審査委員会に関する事項は、別に定める。
(事務)

第21条 この規程に関する事務は、教育学術推進課が行う。
(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、研究推進センター運営委員会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、2020（令和2）年9月1日から施行する。

附則

1. この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

附則

1. この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

2. この規程の施行に伴い、「共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理委員会規程」は廃止する。